平成十八年二月

r

定の説明書経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協

外

務

伯

ŗ

		ージ
	概説	•
1	1 協定の成立経緯	•
2	2 協定締結の意義	
	協定の内容	•
1	1 総則(第一章)	:
2	2 物品の貿易(第二章)	:
3	3 原産地規則(第三章)	:
4	4 税関手続(第四章)	: 六
5	5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第五章)	: 六
6	6 衛生植物検疫措置(第六章)	: 七
7	7 投資(第七章)	: 七
8	8 サービスの貿易(第八章)	: 九
9	9 知的財産(第九章)	
10	10 反競争的行為の規制(第十章)	
11	 ビジネス環境の整備(第十一章)	
12	12 協力(第十二章)	
13	13 紛争解決(第十三章)	11
14	14 最終規定(第十四章)	
15	15 附属書	四

次

目

F

			三 協定の実施のための国内措置
 t t			

ŗ

					1	施						2					1	
(4)	条)	(3)	(2)	(1)	総	取極	この	協定	活性	等 に	٦	協定	でこの	成十	意見	平	協	概説
各締約国政府は、自国の法令に従って、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること等を行うよう努める旨定める。		各締約国が協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を公に利用可能なものにすること等について定める。(第三	協定における用語の一般的定義について定める。(第二条)	協定の目的について定める。(第一条)	則(第一章)	が作成されており、それらの概要は、次のとおりである。	協定は、前文、本文百五十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実	の 内容	化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。	ついて定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と	の協定は、マレーシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備、二国間協力	と 締結の 意義	の協定の署名が行われた。	七年十二月十三日にクアラルンプールにおいて、我が方小泉内閣総理大臣と先方アブドゥラ・アフマッド・バダウィ首相との間	が一致したことを受け、平成十六年一月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平	成十五年十二月の我が国とマレーシアとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで	定の成立経緯	

ŗ

締約国政府の権限のある当局は、申請が提出された後合理的な期間内に、決定を申請者に通知し、申請者の要請に応じ、当該申

(5)

(第四条)

	2 物品の貿易(第二章)
(第十五条)	(1) 両締約国間の連絡は、連絡部局を通じて円滑にする旨定める。(第
四条)	(4) 協定の効力発生の日に、十の小委員会を設置する旨定める。(第十
定める。(第十三条)	(1) 両統約国政府の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する旨定
取極を締結する旨定める。(第十二条)	(2) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の
が優先する旨定める。(第十一条)	抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定
確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定とが	⑴ 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確
	な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第十条)
ビス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要	(1) 千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定並びにサー
	(第九条)
る課税措置については、適用しないこと等について定める。	(9) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は、租税に係
た情報の秘密性を保持する旨定める。(第八条)	(8) 各締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府が提供した
ならない旨定める。(第七条)	に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求しては
政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保し、関係者	(7) 締約国政府の権限のある当局は、協定が対象とする事項に関する行
	た司法裁判所等を維持する旨定める。(第六条)
当な理由がある場合にはその是正が行われるために、独立し	(6) 各締約国は、締約国政府による行為について、速やかな審査及び正
	請の処理状況に関する情報を提供するよう努める旨定める。(第五条)

- (1) 第二章における用語の定義について定める。(第十六条)
- 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十七条)
- (3) (2) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える旨定める。

(第十八条)

!

(1)第三章における用語の定義について定める。(第二十七条)3	る。(第二十六条)両締約国は、それぞれの自動車業界の参加がおの貿易に関する小委員会の任務等に(制限を実施することを妨げない旨定める。(第二十四条)() 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替ガード措置をとることができる旨定める。(第二十三条)ときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフ	国の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となっていし、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量で自国の領いいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定める。(約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売助金も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十一条) 締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定に従って、その附属書一に掲げる農産品について、い	両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第二十条)(5)世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、める。(第十九条)(4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとと
---------------------------------	---	---	--	--	--

ŗ

Ξ

12)	(11)	満	附	(10)	(9)	材	(8)	方	(7)	(6)	件	(5)	則	産	(4)	該	料	(3)	(2)
台資メ目のニレビオ社をバニレビ家品については、産品に低い目的と言いと見ていた。ドロードは「アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に包装す	たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の要件を	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される	間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条)	料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十四条)	在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料が原産	の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十三条)	一定の条件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他	他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条)	を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十一条)	産品は、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要	を満たしているか否かを考慮しない旨定める。(第三十条)	品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規	附属書二に定める品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該	非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる旨定める。(第二十九条)	とみなす旨定めるとともに、原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当	一方の締約国の領域において産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材	原産品について定めるとともに、産品の原産資格割合を算定する方式等について定める。(第二十八条)
		品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すもの	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すもの間接材料は、生産される場所のいたんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定め	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定め材料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十四条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに耐属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに不確において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の原産材料とみな、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条) たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条) 商品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に 満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十二条) 本庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料 方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十二条) 本はたす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条) 本はたす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に 市定の条件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十三条) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に 満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十三条) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入 の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 	 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造者しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 市底の条件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 商務材料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十四条) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条) 商品に係る関税分類の変更又は特定の製造者しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入 市場お国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 産品に係る関税分類の変更又は特定の製造者しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品の材料 	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に 作を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 一定の条件を満たすを高について決定する方式等について定める。(第三十二条) 一定の条件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十三条) たの締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十三条) 存庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料 を庸において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料 存庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、これらの材料 方の締約国の原産品が満たすでき方式等について定める。(第三十二条) 商品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 構造す場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に 商品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 所属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 新料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十二条) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、 「度の条件を満たすを高についてた、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 所属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用さ産品の生産に使用される場所のいかんを問わず、産品が生産される綿甸の原産はとみなす旨定める。(第三十一条) 作を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十一条) 作を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十一条) 「定の条件を満たす産品については、分解してある状態で一方の締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条) 「接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条) 開接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十五条) 開ム、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十六条)	この一般の「「「「「「」」」」」」であって、当該産品で「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	広都県の「「「「「「「」」」」」」」」」「「「」」」」」」」」」「「「」」」」」」」」	産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十二条) 間接材料は、生産される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品については、一定の 解劇園の原産品とみなす旨定める。(第三十二条) であるか否かについてはならない旨定める。(第三十二条) 一定の条件を満たすを高に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品については、分解してある状態で一方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 一定の条件を満たすを高については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、 一定の条件を満たすを高については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、 一定の条件を満たすである。(第三十二条) 構造は、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作 作を満たするかどついて決定する方式等について定める。(第三十二条) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、 うの締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十二条) 間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品の供準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の 構造す場合には、考慮しない旨定める。(第三十二条)	一方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産品でいては用こしたのの総約国の原産品でいては、分離しない旨定める。(第三十二条) 市場に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品を小売用に満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十二条) 市場品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、一定の新約国の原産品とみなす旨定める。(第三十二条) 市産品に係る関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入 前級材料であるか否かについて決定する方式等について定める。(第三十二条) 前後材料は、生産される場所のいかんを開わず、産品が生産される締約国の原産材料が当該産品についてよくの締約国の原産品が満たすできば法準について定める。(第三十二条) 前後材料は、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される総約国の原産材料が含いについては、分解してある状態で一方の締約国の原産材料が含いしている場合において、これらの材料 市本、 市本、<

ŗ

兀

原産材料とみなす旨定める。(第三十八条)	かを決定するに当たって考慮しない旨定めるとともに、
	産品の原産資格割合を算定するに当たり、
	当該産品が生産される締約国の

- (13) を要求すること等について定める。 輸入締約国が、 関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、 (第三十九条) 原則として、 輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出
- 原産地証明書の発給等について定める。(第四十条)

(14)

- (15) 十一条) 輸入締約国は、 産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、 書面により事前の教示を行うよう努める旨定める。 (第四
- (16) し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。 各締約国は、 輸出者等が、 産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に対 (第四十二条)
- (17) 権限のある政府当局に対し、 (第四十三条) 輸入締約国の関係当局は、 産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。 関税上の特恵待遇を与えられて輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、 輸出締 約 Ŧ の
- (18) て要請することができる旨定める。 産者の施設を訪問することを通じて、 輸入締約国の関係当局は、 第四十三条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、 (第四十四条) 産品が原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること等を輸出締約国に対し 輸出者又は生
- (19) 四十五条 輸入締約国の関係当局は、 産品が原産品でないとき等は、 当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる旨定める。 (第
- (21) (20) 各締約国は、 第三章の規定に従って提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持する旨定める。 (第四十六条)
- いことを知ったにもかかわらず通報することを怠った輸出者等に対して適当と認める措置をとる旨定める。 各締約国は、 虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適当な罰則その他の制裁を定め、 又は維持するとともに、 (第四十七条) 原産品でな
- (22)締約国間の連絡は、 英語で行う旨定めるとともに、 品目別規則の適用等に当たり、 一般的に認められている会計原則に基づく適

五

	5												4		
(1)	強制	(8) 税	(7) 税	条)	(6)	(第	(5)	(4)	す	(3)	(2)	(1)	税	(24)	(23)
第五章の適用範囲及び目的について定める。(第五十九条)	規格、任意規格及び適合性評価手続(第五章)	3関手続に関する小委員会の任務等について定める。(第五十八条)	5関に係る事項に関する協力の分野には、能力の開発を含める旨定める。(第五十七条)		両締約国は、実施取極に定めるところにより、税関に係る事項に関し相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第五十六	五十五条)	各締約国は、物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にするとともに、通過物品の通関を引き続き円滑に行う旨定める。	各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行うこと等について定める。 (第五十四条)	る旨定める。(第五十三条)	各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能なものにすることを確保	第四章における用語の定義について定める。(第五十二条)	第四章の適用範囲について定める。(第五十一条)	関手続(第四章)	合同委員会は、協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する旨定める。(第五十条)	原産地規則に関する小委員会の任務等について定める。(第四十九条)

(4) (3) 両締約国の強制規格の調和及び一方の締約国による他方の締約国の強制規格の受入れについて定める。(第六十一条)

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続

(2)

に関する権利及び義務を再確認する旨定める。

(第六十条)

- 一方の締約国は、可能なときは、他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れる旨定める。(第六十二条)

六

用可能な評価方法を適用する旨定める。

(第四十八条)

ŧ

- (5) を開始する旨定める。 各締約国は、 他方の締約国の要請に応じ、 (第六十三条 両締約国が合意する分野において、 相互承認に関する取決めの可能性について、 交渉
- (6)両締約国 は 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させる旨定める。 (第六十四条)
- (7)強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の任務等について定める。 (第六十五条)
- (8) 各 締約国政府は、 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国政府からのあらゆる妥当な照会に応じ、 (第六十六条) 並びに
- (9) 適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国政府に提供する照会所を指定する旨定める。 第五章の規定については、 適用しない旨定める。 (第六十七条)
- 6 衛生植物検疫措置(第六章)

第十三章に定める紛争解決手続は、

- (1)第六章の適用範囲について定める。 (第六十八条)
- (2) び義務を再確認する旨定める。 両 「締約国は、 世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利 (第六十九条) 及
- (3) 衛生 |植物検疫措置に関する小委員会の任務等について定める。 (第七十条)
- (4) に 関連する情報を提供する照会所を指定する旨定める。 各締約国政府は、 衛生植物検疫措置に関する他方の締約国政府からの妥当な照会に応じ、 (第七十一条 及び適当な場合には他方の締 和約国政 府
- (5)第十三章に定める紛争解決手続は、 第六章の規定については、 適用しない旨定める。 (第七十二条)
- 7 投資 (第七章)
- (1)第七章の適用範囲について定める。 (第七十三条)
- (2)第 (七章における用語の定義について定める。 (第七十四条)
- (3)条) 方 の 締 約国 は 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対 Ľ 内国民待遇を与える旨定める。 (第七十五
- 方の締約国は、 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 最恵国待遇を与える旨定める。 (第七十六

(4)

七

に	(14)	(13)	ん	(12)	~	(11)	関	(10)	(9)	産	適	тĦ	(8)	的		(7)	約	(6)	(5)
労働の許可を与える旨定める。(第八十六条)	一方の締約国は、自国の出入国管理に関する法令に従い、他方の締約国の投資家等に対し、入国及び一時的な滞在を認め、並び	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第八十五条)	補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第八十四条)	一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のて	ことを認める旨定める。(第八十三条)	各締約国は、自国に向けた又は自国からのすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に自由利用可能通貨によって行われる	し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第八十二条)	一方の締約国は、武力紛争等により自国内にある投資活動に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に	締約国が収用等の措置をとる場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。 (第八十一条)	に対し、直前に適用される措置よりも更に制限的に措置の改正等を行わない義務が課される旨定める。(第八十条)	用されず、現状維持義務も課されないが、当該分野等に記号(+)が付される場合を除くほか、既存の投資家及び既存の投資財	現状維持義務が課される旨定める。附属書四に掲げ、かつ、星印(*)を付していない分野等については、内国民待遇等の義務は	附属書四に掲げ、かつ、星印(*)を付した分野等に記載される現行措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、	として、できる限り早期に追加的な協議を行う旨定める。(第七十九条)	す旨定めるとともに、両締約国は、協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を検討することを目	世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成	国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第七十八条)	一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締	一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇等を与える旨定める。(第七十七条)

条) ŗ

八

(15)	一方の締約国は、第十条の規定に従って、第七章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、他方の締約国にその旨
J	を通報する旨定める。(第八十七条)
(16)	いずれの締約国も、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第八十八条)
(17)	ĥ
<i>R</i> a	
(18)	一方の締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励してはならない旨定める。
	(第九十条)
(19)	一方の締約国は、第三国の投資家が所有し、又は支配する他方の締約国の企業及びその投資財産に対し、一定の場合には、第七
	章の利益を否認することができる旨定める。(第九十一条)
(20)	両締約国は、投資の促進及び円滑化に関し、協力する旨定める。(第九十二条)
(21)	投資に関する小委員会の任務等について定める。(第九十三条)
8	サービスの貿易(第八章)
(1)	第八章の適用範囲について定める。(第九十四条)
(2)	第八章における用語の定義について定める。(第九十五条)
(3)	一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係
7	る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第九十六条)
(4)	一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、
44	他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第九十七条)
(5)	両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉
4	することができる旨定める。(第九十八条)
(6)	各締約国は、特定の約束を附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する旨定める。(第九十九条)

•

各締約国は、特定の約束を附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する旨定める。(第九十九条)

九

 $\overline{\bigcirc}$

٢

る。 (第百十一条)

9 知 的 財産 (第九章)

- (1)明 る。 性 両 締約国が、 のある運用を促進し、 (第百十二条) 知的財産の十分、 並びに侵害、 効果的かつ無差別的な保護を与え、 不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとること等について定め 及び確保し、 知的財産 の保護に関する制度の効率的なかつ透
- (2)第九章における用語の定義について定める。 (第百十三条)

(3)

- 各締 約国 に、 知的財産の保護に関し、 他方の締約国の国民に内国民待遇を与える旨定める。 (第百十四条)
- (4)各締 約国は、 知的財産の保護に関し、 他方の締約国の国民に最恵国待遇を与える旨定める。 (第百十五条
- (5) 各締約国が、 知的財産に関する行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等について定める。 (第百十六条)
- (7)(6)知 的 財産の保護に関する制度の運用における透明性を一 層促進するために各締約国がとる措置について定め る (第百十七条)
- 両 締 約国は、 知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。 (第百十八条)
- (8) 各締 約国が特許に関して負う義務について定める。 (第百十九条)
- (9) 各締 「約国が意匠の保護に関して負う義務について定める。 (第百二十条)
- 各 締 約 国が商標の保護に関して負う義務について定める。 (第百二十一条)
- (11) 各締 約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。 (第百二十二条)
- 各締 約 玉 が 植 物の新品種の保護に関して負う義務について定める。 (第百二十三条)

(12)

(10)

- (13) 各締 約 国は、 不正競争に対する効果的な保護について定める旨定める。 (第百二十四条)
- (14) 定める。 各締 約 E (第百二十五条) は、 権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することに関する手続を定め る皆
- (15) 定める。 各締約 玉 (第百二十六条) は、 知的財産の権利者が、 侵害者に対し、 損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保 する旨

.....

(1) 両締約国政府は、相互の利益に資する協定に基づく協力を促進する旨定めるとともに、第十二章の目的について定める。(第百
12 協力 (第十二章)
(5) 第十三章に定める紛争解決手続は、第十一章の規定については、適用しない旨定める。(第百三十八条)
(4) 各締約国は、ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、及び維持する旨定める。(第百三十七条)
(3) 両締約国は、ビジネス環境の整備に関する小委員会による勧告を考慮する旨定める。(第百三十六条)
(2) ビジネス環境の整備に関する小委員会の任務等について定める。(第百三十五条)
に、両締約国政府は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとる旨定める。(第百三十四条)
(1) 一方の締約国政府は、他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる旨定めるととも
11 ビジネス環境の整備(第十一章)
(3) 第十三章に定める紛争解決手続は、第十章の規定については、適用しない旨定める。(第百三十三条)
条)
(2) 両締約国は、実施取極で定める詳細及び手続に従って、反競争的行為の規制の分野において協力する旨定める。(第百三十二
() 各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる旨定める。(第百三十一条)
10 反競争的行為の規制(第十章)
定の一部を成す旨定める。(第百三十条)
(1) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協
(8) 知的財産に関する小委員会の任務等について定める。(第百二十九条)
⒄ 両締約国は、実施取極に定める分野及び形態において、知的財産の分野における協力を行う旨定める。(第百二十八条)
る旨定める。(第百二十七条)
(6) 各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定め

三十九条)

ŗ

- ② 第十二章の規定に基づく協力の分野について定める。(第百四十条)
- 第十二章の規定に基づく協力の範囲及び形態は、 実施取極で定める旨定める。 (第百四十一条)

(3)

- (4) 当該協力に要する費用は 第十二章の規定に基づく協力の実施は、 両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する旨定める。 各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする旨定めるとともに、 (第百四十二条)
- (5)協力に関する小委員会の任務等について定める。(第百四十三条)
- (6) 第十三章に定める紛争解決手続は、 第十二章の規定については、適用しない旨定める。 (第百四十四条)
- 13 紛争解決(第十三章)
- (1) 第十三章の適用範囲について定める。(第百四十五条)
- (2) 方の締約国は、 他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。 (第百四十六条)
- (3) 両締約国は、 あっせん、調停又は仲介について随時合意することができる旨定める。 (第百四十七条)
- (4) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第百四十八条)
- (5) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百四十九条)
- (6) 仲裁裁判手続について定める。(第百五十条)
- (7) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第百五十一条)
- (8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第百五十二条)
- (9) 仲裁裁判所の費用について定める。(第百五十三条)
- 14 最終規定(第十四章)
- (1) はない旨定める。 協定の目次並びに章及び条の見出しは、 (第百五十四条) 引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、 協定の解釈に影響を及ぼすもので
- (2)に |おいては五年ごとに行う旨定める。 両 締 約国は、 協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、 (第百五十五条 その後

Ξ

- (3) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百五十六条)
- (4) 協定の改正について定める。(第百五十七条)
- (5) 協定の効力発生について定める。(第百五十八条)
- (6) 協定の終了について定める。(第百五十九条)
- 15 附属書
- (1) 両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、 条件等について定める。 (附属書一)
- これらの概要は、次のとおりである。
- イ 我が国による関税撤廃等の概要
- (イ) 措置の内容及び対象品目

た後に関税を撤廃するものは約六百七十品目、 品目数では、 全約九千二百七十品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千五百十品目、 一定の経過期間を経

- 関税割当の設定、 四十品目のうち、 分野別では、鉱工業品約六千九百二十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 除外品目又は再協議の各分類で対応する。 約九百七十品目を除くものについて関税を撤廃する。 関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千九十品目になる。 関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品約二千三百 関税の引下げ
- () 主要品目の概要

•

- 生鮮のマンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ及びランブータン等について、関税を即時撤廃する。
- 生鮮バナナについて、関税割当を設定する。 (枠内税率は無税、関税割当数量は一年につき千トン)
- 合板以外の林産品については関税を即時撤廃する。合板については協定の一般的見直しの際に再協議を行う。
- マーガリンについて、 関税を引き下げるとともに、 協定発効後五年目に再協議を行う。
- コ コア調製品 (砂糖を含まないもの)について、 一部を除き協定発効後一定の期間をおいた後に関税を撤廃する。
- ソーセージ等の一部の肉調製品について、協定発効後四年目に再協議を行う。

四

- ロ マレーシアによる関税撤廃等の概要
- (イ) 措置の内容及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは約二千五百八十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約百五十品目になる。 分野別では、 品 目数では、 鉱工業品約七千三百品目のうち約七十品目を除くものについて関税を撤廃し、 全約一万五百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千八百六十品目、一定の経過期間を 農林水産品約三千二百九十品目

のうち、 定又は除外品目の各分類で対応する。 約八十品目を除くものについて関税を撤廃する。 関税の撤廃が困難なものについては、 関税の引下げ、 関税割当の設

- () 主要品目の概要
- 生鮮のりんご、なし及びかき等について、関税を即時撤廃する。
- について、合意された条件を満たす場合には、関税を適用しない。 実質上すべての鉄鋼・ 鉄鋼製品の関税を協定発効後十年以内に撤廃する。 関税を即時撤廃しない鉄鋼・鉄鋼製品のすべて
- すべての現地完全組立ての乗用自動車について、関税を即時撤廃する。
- 撤廃する。その他の完成車(一部を除く。)については、関税を段階的に引き下げ、二千十五年に撤廃する。 以上三千立方センチメートル未満の完成された乗用自動車等については、 げ、二千八年及び二千九年に五パーセント以下とした後、二千十年に撤廃する。シリンダー容積が二千立方センチメートル シリンダー容積が三千立方センチメートルを超える完成された乗用自動車については、関税を協定発効後段階的に引き下 関税を協定発効後段階的に引き下げ、二千十年に
- 品目別原産地規則について定める。(附属書二)

(2)

(3) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。(附属書三)

(4)

し各締約国が付する留保について定める。 投資についての内国民待遇、 最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない措置に関 (附属書四)

これらの概要は、次のとおりである。

五

イ 我が国による留保

等、 空宇宙産業、 業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っているほか、すべての分野において、 て、 農林水産業等、 七の将来の措置に関する留保を行っている。 指定された企業等にのみ認められている特定の活動及び補助金に関し三の将来の措置に関する留保を行っており、また、航 武器・火薬産業、 金融業、 熱供給業、 エネルギー産業、 情報通信業、 漁業、 製造業、 情報通信業、 船舶の国籍に関する事項、 土地取引に関する事項、 鉱業、 石油業、 社会事業サービス等の分野におい 公的企業等の持分等の移転 警備業、 運輸業、 上水道

ロ マレーシアによる留保

分野、 動、 将来の措置に関する留保を行っている。 諸国連合の協定に基づく特恵待遇、 すべての分野において、 ブミプトラ等並びに協定の効力発生時に確立していなかった分野に関し十の留保を行っているほか、 製造業、 農林水産業、 補助金等、 鉱業、 石油及びガス業、 民営化等、 土地取引等、規制当局による許可、 公的企業等の持分等の移転等、 採石業、 特別の法人並びにユニット・トラストの分野において、二十五の 株式等の取得及び企業等の合併又は買収、 指定された企業等にのみ認められている特定の活 すべてのサービス業の 東南アジア

(5) 金融サービスに関する第八章の補足規定について定める。(附属書五)

(6) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。(附属書六)

これらの概要は、次のとおりである。

我が国による特定の約束

1

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、 運送サービス(海上運送サービス等) 連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに 各分野に共通の約束として、 自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を掲げているほか、 の分類に従い、 日本国の約束表上百三十九分野が掲げられている。 教育サービス、環境サービス、 実務サービス、 金融サー ビス、 通信サービス、 健康に関

П

7

レーシアによる特定の約束

六

措置について最恵国待遇を日本国に対して与えることが記載される。
造された機械及び機器に限る。)のサービス分野におけるあらゆる態様の提供におけるサービスの貿易に影響を与えるすべての
運転者を伴わない賃貸のサービス(建設及び事務の機械及び機器に関するもの)並びに機器の保守及び修理(マレーシアで製
ロ マレーシアによる最恵国待遇の免除
客及び貨物の運送サービスを含む。)、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。
マレーシアに対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス、国際海上運送サービス(旅
イ 我が国による最恵国待遇の免除
これらの概要は、次のとおりである。
(7) サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。(附属書七)
約束表上六十を超える分野が掲げられている。
業のサービス)、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービス(海上運送のサービス)の分類に従い、マレーシアの
ス、金融サービス、健康に関するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び旅行
貸のサービス等)、通信サービス(電気通信サービス等)、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、教育サービ
の取得等に関する措置、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置等を掲げているほか、実務サービス(運転者を伴わない賃
各分野に共通の約束として、マレーシアの会社の資産等の取得、合併又は買収に関する措置、土地及び関連財産並びに不動産

ŧ

16 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

ための特別な予算措置は、必要としない。 に関する法律の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出される。なお、この協定を実施する この協定を実施するため、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定の原産地証明書の発給等

— 七

•

!